

委 託 設 計 書

所属部課名	松戸市街づくり部公園緑地課			設計年月日	令和7年4月30日	
部長	審議監	課長	補佐	主幹	係	設計者
委託名称	松戸市公園整備ガイドライン成案作成支援業務委託					
委託場所	松戸市市内一円					
年度科目	令和7年度	委託期間		自 令和7年 月 日 至 令和8年3月27日		
委託価格	一金 円			設計内容 審査済		
委託費計	一金 円					

内 訳 表

	工種	種別	細別	単位	数量	単価	合計金額	摘要
本委託費								
設計業務								
		ガイドライン素案の調整		式	1			第 1 表参照
		関係機関調整支援		式	1			第 2 表参照
		庁内検討委員会運営支援		式	1			第 3 表参照
		パブリックコメント対応支援		式	1			第 4 表参照
		都市計画審議会対応支援		式	1			第 5 表参照
		計画成案のとりまとめ		式	1			第 6 表参照
		業務報告書のとりまとめ		式	1			第 7 表参照
		打ち合わせ協議		回	3			第 8 表参照
	直接人件費 計							
		設計電子成果品作成費		式	1			
		旅費交通費		式	1			
	直接経費 計							
直接原価								
その他原価				式	1			$\alpha=35\%$ 、直接人件費 $\times\alpha\div(1-\alpha)$ 以内
業務原価								
一般管理費等				式	1			$\beta=35\%$ 、業務原価 $\times\beta\div(1-\beta)$ 以内
設計業務価格								①
消費税及び地方消費税の額				式	1			②=① $\times 10\%$
委託費合計								①+②

第 1 表

ガイドライン素案の調整

一式当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（A）		人				R04
技師（B）		人				R05
技師（C）		人				R06
技術員		人				R07
計						

第 2 表

関係機関調整支援

一式当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（A）		人				R04
技師（B）		人				R05
技師（C）		人				R06
技術員		人				R07
計						

第 3 表

庁内検討委員会運営支援

一式当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（A）		人				R04
技師（B）		人				R05
技師（C）		人				R06
技術員		人				R07
計						

第 4 表

パブリックコメント対応支援

一式当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（B）		人				R05
技師（C）		人				R06
技術員		人				R07
計						

第 5 表

都市計画審議会对応支援

一式当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（A）		人				R04
技師（B）		人				R05
技師（C）		人				R06
技術員		人				R07
計						

第 6 表

計画成案のとりまとめ

一式当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（A）		人				R04
技師（B）		人				R05
技師（C）		人				R06
技術員		人				R07
計						

第 7 表

業務報告書のとりまとめ

一式当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（B）		人				R05
技師（C）		人				R06
技術員		人				R07
計						

第 8 表

打ち合わせ協議

一回当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（A）		人				R04
技師（B）		人				R05
技師（C）		人				R06
計						

松戸市公園整備ガイドライン成案作成支援業務委託 特記仕様書

第1条（概要）

- ・委託件名： 松戸市公園整備ガイドライン成案作成支援業務委託
- ・委託場所： 松戸市市内一円
- ・委託期間： 契約締結の日の翌日から令和8年3月27日
- ・委託概要： 都市づくりの方向性や地域の特性を踏まえながら、都市公園等の不足地域での新規整備や都市計画公園のうち長期間未着手公園の整備のあり方などを含めた、都市公園等の適正配置に関する方針を定める。

第2条（業務目的）

松戸市の都市公園等の整備状況（令和6年度末時点）は404箇所、敷地面積の合計は173.07ha、住民一人当たりの公園の敷地面積は3.46㎡であり、松戸市都市公園条例で定める住民一人当たりの公園の敷地面積の標準の10㎡（全市）、5㎡（市街地）に遠く及ばない状況にある。

都市公園等の整備は進んでいるものの、人口増加に整備が追い付かない状況が続いており、量的な不足に加えて、都市公園等の不足地域（誘致圏に基づく空白地域）が、市街地の各所に見られるなど、配置の偏りも課題となっている。

また、コロナ禍を経て、密を避けるライフスタイルの定着から、日常の憩い・レクリエーションの空間となる、身近な公園等に対する需要は高まっており、市街地において都市公園等のオープンスペースを適正に配置していくことがこれまで以上に重要となっている。

そのような状況の中、本業務は、都市づくりの方向性や地域の特性を踏まえながら、都市公園等の不足地域での新規整備や都市計画公園のうち長期間未着手公園の整備のあり方などを含めた、都市公園等の適正配置や整備の優先度に関する方針を定めるものである。

第3条（適用範囲）

本特記仕様書は、本市が実施する「松戸市公園整備ガイドライン成案作成支援業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。本業務を遂行するにあたり、本特記仕様書のほか下記図書に準拠して行う。

- ・松戸市都市計画マスタープラン
- ・松戸市都市計画マスタープラン市街化調整区域編
- ・松戸市みどりの基本計画
- ・松戸市国土強靱化計画
- ・松戸市地域防災計画
- ・松戸市立地適正化計画
- ・松戸市公共施設等総合管理計画（松戸市公共施設再編整備基本計画）改訂版

第4条（業務内容）

本業務で実施する内容は以下のとおりとする。業務の進行にあたっては、監督員はもとより関係機関・市関連部署とも綿密に打合せを行うこと。

(1) ガイドライン素案の調整

令和6年度において作成した「松戸市公園整備ガイドライン」の素案について、関係機関との調整やパブリックコメント等の実施に向けて内容の調整を行う。

(2)関係機関調整支援

令和7年11月頃に実施を予定しているパブリックコメントで公表する案の内容やパブリックコメントの結果等について、庁内関係課へのヒアリング及び学識経験者へのヒアリングを実施し、議事録を作成する。庁内関係課へのヒアリングは1回、学識経験者へのヒアリングは3者に対して各2回の実施をそれぞれ想定している。

ヒアリング実施回数、ヒアリング内容、ヒアリング先については、受託者からの提案を踏まえて委託者と協議の上決定する。

(3)庁内検討委員会運営支援

委託者が開催する庁内関係部署の職員を委員とした庁内検討委員会の資料を作成し、会議に出席して議事録作成を行う。庁内検討委員会は2回の開催を想定している。

(4)パブリックコメント対応支援

上記(1)～(3)を踏まえてパブリックコメントで公表する案の作成を行うほか、提出された意見に対する市の考え方の案を整理する。意見に対する市の考え方は、委託者において実施する庁内への意見照会を経て決定するので、受託者はこれを実施記録としてとりまとめ、パブリックコメント実施結果として公表する資料を作成する。

(5)都市計画審議会対応支援

パブリックコメントの実施について都市計画審議会で説明する資料を作成し、同審議会に出席する。都市計画審議会は令和7年8月及び令和8年2月に開催を予定している。なお、同審議会での説明、質疑応答は委託者が行う。

(6)計画成案のとりまとめ

上記(1)～(5)の成果を基に、松戸市公園整備ガイドラインの成案を作成する。

第5条（打ち合わせ協議）

業務の適正な遂行を図るため、また手戻りの生じないよう監督員と密接な連絡をとり、その都度打ち合わせ記録簿を作成し相互に確認する。なお、打ち合わせは業務着手時、成果品納入時を基本とするが、中間打ち合わせを適宜実施するものとする。

第6条（管理技術者・担当技術者）

受託者は、本業務における管理技術者を定め公園緑地課に通知するものとする。

管理技術者は、契約図書等に基づき本業務に関する一切の事項を処理するものとし、高度な技術と十分な実務経験を有する者とする。また、管理技術者は公園緑地課と十分に協議のうえ、相互に協力し業務を実施しなければならない。

担当技術者は、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。また、受託者は業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を公園緑地課に提出するものとする。

第7条（貸与資料）

本業務を実施するにあたり、受託者に下記の資料を貸与する。

貸与資料：松戸市公園整備ガイドライン策定業務委託報告書(令和 6 年度業務)

公園配置図 (DWG 形式) 及び一覧表

生産緑地配置図 (DWG データ) 及び一覧表

こどものあそび場配置図 (DWG 形式) 及び一覧表

親水広場配置図 (DWG 形式) 及び一覧表

その他本業務に関係する公共施設に関するデータ (shape 形式)

貸与期間：受託期間

第 8 条（守秘義務）

受託者は、業務の実施の過程で知り得た秘密、個人情報等の情報について、一切外部に漏らしてはならない。情報管理にあたっては、次に掲げる法令等を遵守し、個人情報を適正に管理しなければならない。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(2) 松戸市情報システム管理運営規則（平成 19 年松戸市規則第 66 号）

(3) 松戸市情報セキュリティポリシー【3.0 版】（令和 6 年 4 月 1 日全部改訂）

第 9 条（工事カルテ作成・登録）

1) 受託者は、受注時又は変更時において契約金額が 100 万円以上の委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に委託実績情報として「登録のためのお願い」を作成し、監督員に確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日・日曜日・祝日を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日・日曜日・祝日を除き 10 日以内に、完了時は工事完了後土曜日・日曜日・祝日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請しなければならない。

2) 受託者は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた際には、その写しをただちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 10 条（成果品）

本業務における成果品は以下のとおりとし、松戸市公園緑地課に納品する。詳細は監督員と協議するものとするが、各種報告書に関しては項目別にわかりやすく整理し、電子データと紙データで提出すること。

松戸市公園整備ガイドライン成案作成支援業務報告書 ……A4 版 2 部

(仮) 松戸市都市公園等再配置計画図 ……A0 版 2 部

電子データ (CD-R) 2 枚

報告書に記載する内容は以下のとおりとする。

- ・ 事業手法等の検討成果 一式
- ・ 各種検討に用いた資料 一式
- ・ その他監督員が必要と認めたもの 一式